



その他の件 令和元年度 農地利用状況調査（法 30 条）荒廃農地の発生・解消状況に関する調査報告について

となっております。以上で諸般の報告を終わります。事務局より以上です。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 それでは 3 番 島巻委員と 4 番 谷村委員をお願いします。

議長 続きます。第 1 号議案 農地法第 3 条許可申請の件について議題いたします。こちらの議案の番号 1 及び番号 2 につきましては、賃借人及び譲受人と担当地区委員が同じであることから、番号 1 及び番号 2 を事務局より一括で説明し、証言の方も番号 1 及び番号 2 を竹崎芳行推進委員に、続けて説明をお願いします。

なお、第 1 号議案は黒岩推進委員に関係する事案となっておりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定による農業委員の議事参与の制限に準じまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

黒岩推進委員、退席をお願いします。説明の間、休憩します。

事務局 第 1 号議案番号 1 について説明いたします。申請地は 町字 番で、登記地目は 田、現況地目 畑となっております、面積は 1,639 m<sup>2</sup>です。本申請は 町の さんから 町の さんへの賃貸借契約による賃借権の設定の申請です。

以上については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に従って説明させていただきます。

（調査書の内容を説明）

～以上で番号 1 の説明を終わります

続きます。第 1 号議案番号 2 について説明いたします。申請地は 町字 番で、登記地目は 田、現況地目 畑となっております、面積は 770 m<sup>2</sup>です。

本申請は さんから さんへの売買による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については調査書のとおりですので調査書に従って説明させていただきます。

(調査書の内容を説明)

～以上で番号2の説明を終わります。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明を番号1及び番号2について一括して説明をお願いします。

推進委員 第1号議案 農地法第3条許可申請の件について、番号1及び番号2について一括して証言いたします。  
竹崎芳行 10月16日午後1時30分、川崎委員、事務局富士原次長、申請者及び私の4人で現地を確認してきました。事務局の説明のとおりで番号1及び番号2については特に問題はありませので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございせんか。

(なし)

議長 無いようでございますので、第1号議案 番号1についてお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よってこれを許可することに決定致します。

議長 続きまして、第1号議案 番号2についてお諮りします。ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よってこれを許可することに決定致します。  
また、黒岩推進委員の復席を許可します。

議長 続きまして第2号議案 番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。  
説明の間、休憩いたします。

事務局 第2号議案 番号1について説明いたします。申請地は 町字 番で、面積が62㎡で農用地区域外であり登記地目 田、現況 原野となっています。 町の さんの所有地ですが、お亡くなりになっているため、妻の さんが相続人代表者となり申請することとなりました。こちらの土地については非農地証明後、へ寄付されるとのことです。非農地となった時期及び理由ですが、昭和40年9月に さんが相続する以前より耕作しておらず、現在は神社の敷地の一部となっており、農地への復旧が困難となっているとのことです。事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

4番 谷村 昨日、10月24日、私と中島推進委員、事務局富士原次長、代理人の常会長さんの4名で現地の確認に行きました。この場所は と の 境で 神社という神社があり、その階段を上り詰めたところにあります。その場所は神社の建物が建ってコンクリートで舗装されていますので非農地であると思います。  
以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(なし)

議長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よってこれを許可することに決定致します。

議長 続きまして第2号議案 番号2 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。  
説明の間、休憩いたします。

事務局 第2号議案 番号2について説明いたします。申請地は 町字 乙 番、同乙 番、同乙 番 で、面積がそれぞれ 638 m<sup>2</sup>、158 m<sup>2</sup>、1,441 m<sup>2</sup>で農用地区域外であり登記地目は田及びため池、現況はいずれも原野となっています。 町の さんの所有地です。なお、乙 番につきましては、登記地目がため池で農地ではありませんが、固定資産税の課税の現況が田となっていることから、現況農地と判断し、非農地証明の対象としております。非農地となった時期及び理由ですが、14・15年前より水路・池が利用できなくなり、草木が生え作物が作れなくなり、農地への復旧が困難となっているとの事です。事務局よりの説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

推進委員 竹崎芳行 第2号議案番号2の場所について説明いたします。 の隣の市道を上がると、 へ行く農道がございます。その農道を約1km半程上がったところの道沿いに現地があります。川崎委員、事務局富士原次長、申請者と私の4人で現地を確認してきました。事務局の説明のとおりで原野になっておりまして、耕作するような状況ではありませんのでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの証言について、ご質問はありませんか。何かございませんか。

(なし)

議長 無いようでございますのでお諮りします。非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よってこれを許可することに決定致します。

議 長 続きますしてその他の件 令和元年度 農地利用状況調査（法 30 条）  
荒廃農地発生・解消状況に関する調査報告を議題といたします。  
この件につきまして事務局より説明をお願いします。  
説明の間、休憩いたします。

事務局 (説明)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、質  
問はありませんか。何かございませんか。

8 番 先程の説明で、中間管理機構から引受けを拒否されたというのは、こ  
阿野田 れ以上は引受けできない満杯状態とか農用地区域外とかの理由ですか。

事務局 耕作するにあたり、水場がないとか道が狭いとか条件が不利なところ  
という理由です。農地中間管理機構が、現地も確認したうえで借受け基  
準を満たしていないということで判断しているようです。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、  
質問はありませんか。何かございませんか。

(な し)

議 長 それでは、利用状況調査の継続及び遊休農地の利用意向調査（アンケ  
ート）の皆様のご協力をお願いします。

議 長 それでは、その他何かありませんでしょうか。なければ事務局より  
その他の事務連絡をお願いします。

事務局 (事務連絡)

議 長 他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を藤岡副会  
長よりお願いします。

(藤岡副会長の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後 2 時)